大阪航空少年団父母の会 会則

第1条(名 称)

本会は、大阪航空少年団父母の会と称する。

第2条(事務局)

本会の事務局は大阪航空少年団事務局内に置く。ただし、運営便宜上、郵 便物の集配や電話連絡等、連絡場所は本会役員自宅をもってこれにぁてる。

第3条(目的)

本会は、大阪航空少年団の運営趣旨・活動目的を正しく理解し、団と団員 保護者相互の連携を密に保ち、団の運営及び活動が円滑に行えるよう、必 要に応じた支援を行うことによって団の充実・発展に寄与することを目的 とする。

本会は、以下の会員及び、賛助会員をもって構成する。

- 1. 大阪航空少年団団員の全ての父母、又はこれに代わる保護者を会員とす 第8条(会 計) る。
- 2. 役員会が認めた場合に、替助会員をおく。

第5条(入会・退会)

団員の入団・退団をもって、それぞれ本会への入会・退会とする。

第6条(役 員)

1. 本会は次の役員をおく。

会 長1名 副会長 1名 会 計1名 団対応 1名 理 事 若干名 会計監査 1名

- 2. 役員は本会の会真の中から総会において選任される。
- 3. 役員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

第7条(会議)

本会は次の会議を持つ。電子化による会議も有効とする。

1. 総 会

総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関とし、下記のとお りとする。

(1) 総会は会長が招集し、定足数は会員の3分の1とする。ただし、止む

を得ず欠席する場合は委任状をもって出席に代えることができる。 なお、その議決は出席者の過半数による。

(2) 総会は定期総会と臨時総会に分ける。

定期総会は開催日時は特定せず、大変航空少年団活動の内で全会員 が参加できる機会を選び、年1同開催する。

臨時総会は、役員が必要と認めた時、または会員の3分の1以上の請 求があった時、会長はこれを招集する。

(3) 定期総会においては、役員の選出承認、活動報告、決算報告、監査報 告等を行い、その他重要事項を審議承認する。

2. 役員会

- (1) 役員会は本会の役員で構成し、活動方針及び予算を立案する。
- (2)役員会は会長が必要と認めた時、役員あるいは大阪航空少年団から請 求があった時、会長がこれを召集し、懸案事項を協議する。

- 1. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2. 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって支弁する。
- 3. 本会の会費は団員数に関係なく1家庭、年間3.000円とし、年一括払い とする。
- 4. 本会の支出は、役員会により決定し、総会により承認を受ける。

第9条(会計監査)

会計監査は、その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第10条(会 則)

- 1. 本会の会則は、総会において出席会員の2分の1以上の同意を得て改正 することができる。
- 2. 本会則に規定のない事項は、役員会において協議し決定する。
- 3. 会則は平成7年4月29日より実施する。

平成3年6月23日 制定

平成7年4月29日 改正(第4条2項追加)

平成20年7月19日 改正(第6条1項改定 第7条追加 第8条4項追加)